

参 考 資 料



1 「第4次大分県環境基本計画」とSDGsの関連表

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう
目 標	大 項 目					
基本目標Ⅰ 地球温暖化の緩和と 気候変動への適応			○			
	1 温室効果ガスの排出削減の推進					
	2 吸収源対策の推進					
	3 気候変動適応策の推進		○			
基本目標Ⅱ 経済と環境の好循環を 生み出すGXの推進					○	
	1 GXの挑戦による「経済と環境の好循環」の創出				○	
	2 大分県版水素サプライチェーンの構築					
	3 エネルギー関連産業の成長促進					
	4 ものづくり産業の循環経済への転換					
基本目標Ⅲ 環境への負荷を抑えた 循環型社会の構築				○		
	1 プラスチックごみなどの廃棄物の排出抑制、循環的利用の推進			○		
	2 廃棄物の適正処理の推進			○		
	3 大気環境対策の推進			○		
	4 水・土壌・地盤環境対策の推進			○		
	5 化学物質等に係るリスクコミュニケーション			○		
基本目標Ⅳ 豊かな自然の保全と活用			○	○	○	
	1 生物多様性の保全・回復の推進				○	
	2 快適な地域環境の保全		○	○	○	
	3 持続可能な温泉利用の推進			○		
	4 ユネスコエコパークなど地域資源を活用した地域づくりの推進				○	
基本目標Ⅴ 環境を守り活かす 担い手づくりの推進					○	
	1 “未来”につながる人材育成				○	
	2 持続可能な“活動”につながる環境の整備				○	
	3 “元気”につながる活動への深化				○	

参考資料



2 計画の策定について

(1) 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和5年 10月	策定作業に着手
11月 13日	おおいたうつくし作戦実施本部幹事会（策定について説明）
12月 8日	令和5年第4回定例会 福祉保健生活環境委員会で第4次大分県環境基本計画の策定について説明
20日	大分県環境審議会第32回総合政策部会（骨子案について説明・審議）
令和6年 1月 16日	令和5年度第2回おおいたうつくし作戦県民会議（骨子及び施策の展開案について説明・意見聴取）
2月 26日	令和6年第1回定例会 報告議案提出
3月 21日	令和6年第1回定例会 福祉保健生活環境委員会で骨子を報告
4月 15日	福祉保健生活環境委員会 骨子について説明
25日	大分県環境審議会第33回総合政策部会（素案について説明・審議）
5月 27日	令和6年度第1回おおいたうつくし作戦県民会議（素案について説明・意見聴取）
6月 25日	令和6年第2回定例会 福祉保健生活環境委員会で素案を報告
7月 1日～ 7月 31日	県民意見募集（パブリックコメント）
8月 19日	大分県環境審議会へ諮問
21日	大分県環境審議会第34回総合政策部会（計画案について説明・審議）大分県環境審議会から知事に答申
9月 4日	令和6年第3回定例会 議案提出
17日	令和6年第3回定例会 福祉保健生活環境委員会にて議案審議
24日	令和6年第3回定例会にて議案可決

(2)大分県環境審議会総合政策部会 委員名簿

(令和6年9月1日現在)

役 職	所 属 ・ 職 名 等	氏 名
会長 総合政策部会長	立命館アジア太平洋大学客員研究フェロー	塚 田 俊 三
自然環境部会長	NPO法人おおいた生物多様性保全センター理事長	足 立 高 行
	NPO法人里山保全竹活用百人会 理事長	井 上 隆
	一般社団法人大分県医師会常任理事	井 上 雅 公
水質部会長	大分大学教育学部教授	大 上 和 敏
温泉部会長	京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設教授	大 沢 信 二
環境緑化部会長	公益財団法人森林ネットおおいた理事長	大 友 進 一
	日本労働組合総連合会大分県連合会女性委員会幹事	笠 木 梨 恵
	大分大学理工学部教授／ 減災・復興デザイン教育研究センター	衣 本 太 郎
	大分県薬剤師会検査センター副所長兼総務部長 大分県薬剤師会理事	久壽米木 洋子
	日本製鉄株式会社執行役員 九州製鉄所副所長（大分地区代表）	栗 田 泰 司
	認定NPO法人地域環境ネットワーク理事	桑 野 恭 子
	大分地方気象台長	酒 井 亮 太
	NPO法人アースデイ中津 理事	須 賀 要 子
	日本文理大学工学部准教授/人間力育成センター長	高 見 大 介
鳥獣部会長	日本野鳥の会大分県支部 支部長	谷 上 和 年
	大分県シェアリングネイチャー協会 理事長	原 口 サトミ
	姫島村長	藤 本 昭 夫
	弁護士	松 田 健太郎
	大分商工会議所女性会理事	山 本 千 里



(3)おおいとうつくし作戦県民会議 委員名簿

(令和6年9月1日現在)

会 長 関 庄一郎

副会長 各部会長

顧 問 大分県知事 佐 藤 樹一郎

(自然保護・観光部会)

役 職	団 体 名 等	職 名	氏 名
部 会 長	日本文理大学	名誉教授	杉 浦 嘉 雄
副 部 会 長	大分大学	理工学部准教授	永 野 昌 博
委 員	日本野鳥の会大分県支部	事務局長	衛 藤 民 子
委 員	日本風景街道 おおいと海への道推進協議会	事務局長	加 藤 千 明
委 員	九重ふるさと自然学校	代表	川 野 智 美
委 員	奈多狩宿住吉海岸の松林を守る会	会長	木 村 謙次郎
委 員	九重の自然を守る会	事務局長	小 山 正 記
委 員	㈱マリーンパレス	飼育部 獣類グループ 主任	佐 藤 名 保
委 員	九州旅客鉄道㈱大分支社	総務企画課 課長	徳 丸 晋 作
委 員	大分を桜でいっぱいにする会	代表	花 井 和 子
委 員	大分県山岳連盟	会長	原 勇 人
委 員	NPO法人アイラブグリーン大分	理事長	二 村 沢 行
委 員	国東半島峯道トレイルクラブ	顧問	山 岡 研 一
委 員	特定非営利活動法人水辺に遊ぶ会	事務局長	山 守 巧
委 員	㈱Kabosu Company	コンサルティングマネージャー	渡 部 順 子

(廃棄物・大気・水環境部会)

役 職	団 体 名 等	職 名	氏 名
会 長	(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター	理事長	関 庄一郎
部 会 長	大分大学	教育学部教授	大 上 和 敏
副 部 会 長	(一社) 大分県産業資源循環協会	会長	矢 野 真一郎
委 員	NPO法人 チーム1.5おおいと	理事・事務局長	岩 本 哲 夫
委 員	大分県商工会女性部連合会	理事	江 藤 あけみ
委 員	大分県漁業協同組合女性部	副部長	紀 野 道 子
委 員	(一社) 大分県自動車整備振興会	専務理事	須 藤 正 智
委 員	生活協同組合コープおおいと	組合員理事	瀧 澤 明 子



委 員	一級建築士		詫摩 賢治
委 員	大分県環境保全協議会	会長	利光 正臣
委 員	ゆうび株式会社（大分市キャンプ協会）	総務・人事部	中内 信孝
委 員	大分県食生活改善推進協議会	会長	荷宮 みち恵
委 員	気象予報士		花宮 廣務
委 員	(株)トキハ	総務部長	藤野 嗣久
委 員	大分県生活学校運動推進協議会	書記	古代 紘子
委 員	立命館アジア太平洋大学	アジア太平洋学部 教授	山下 博美

(地球温暖化対策部会)

役 職	団 体 名 等	職 名	氏 名
部 会 長	立命館アジア太平洋大学	サステイナビリティ観光学部 教授	須 藤 智 徳
副 部 会 長	認定NPO法人地域環境ネットワーク	理事	桑 野 恭 子
委 員	(一社) 大分県タクシー協会	専務理事	江 熊 春 彦
委 員	おおいたAFF女性ネットワーク	会長	小 原 頼 子
委 員	NPO法人 チーム1.5おおいた	顧問	加 藤 俊 一
委 員	九州電力（株）大分支店	企画・総務部 地域共生グループ長	川 島 俊 介
委 員	(株)堀 木材	専務取締役	志 賀 和 美
委 員			田 北 真 里
委 員	大分瓦斯(株)	取締役 供給部長	戸 高 利 恒
委 員	大分大学	経済学部 准教授	中 本 裕 哉
委 員			原 田 真 美
委 員	(公社) 大分県トラック協会	常務理事	益 永 浩
委 員	NPO法人 チーム1.5おおいた	理事長	裕 本 明 美
委 員	REALIZE(株)		松 山 真 弓
委 員	(株)大分銀行	地域創造部 推進役	矢 野 雄 士
委 員	(一社) 大分県バス協会	専務理事	脇 紀 昭
委 員	大分県地球温暖化防止活動推進員		綿 末 しのぶ

(環境関連産業部会)

役 職	団 体 名 等	職 名	氏 名
部 会 長	T-PLAN(株)	代表取締役	寺 下 満
副 部 会 長	日本製鉄(株) 九州製鉄所	大分環境防災室長	竹 崎 一 誠



委 員	(株)レゾナック 石油化学事業部 大分コンビナート 生産技術部	生産技術部長	乙 川 千 博
委 員	(有)育葉産業	代表取締役	栗 田 洋 蔵
委 員	(株)JTB 大分支店	業務課長	笹 山 雅 文
委 員	(株)エフバイオス 日田事業所	所長	佐 藤 祐 二
委 員	大分県海面利用協議会	委員	秦 香 織
委 員	大分大学	理工学部 助教	鈴 木 絢 子
委 員	エレファントジャパン(株)	代表取締役社長	高 橋 枝 見
委 員	大分県旅館ホテル生活衛生同業組合	事務局長	富 来 昌 博
委 員	太平洋セメント(株) 大分工場	製造部長	宮 脇 良 宗
委 員	(株)環境整備産業	取締役業務本部長	福 永 亮 介
委 員	九州林産(株) 林業部	林業部長	松 尾 正 信
委 員	販売士協会	代表	溝 部 敏 勝
委 員	大分短期大学	特任教授	吉 野 賢 一

(環境教育・ボランティア部会)

役 職	団 体 名 等	職 名	氏 名
部 会 長	学校法人浏野学園 富士見が丘こども園	理事長 園長	浏 野 二三世
副 部 会 長	NPO法人アースデイ中津	理事	須 賀 要 子
委 員	大分県青少年団体連絡協議会	会長	荒 金 淳
委 員	大分県高等学校PTA連合会	副会長	伊 藤 みどり
委 員	大分県自治会連合会	会長	井 上 營 吉
委 員	大分県公民館連合会	副会長	大久保 正 人
委 員	NPO法人国東市手と手とまちづくりたい	副理事長	海 原 明 子
委 員	(公社) ガールスカウト大分県連盟	連盟長	工 藤 喜 賀
委 員	妙音山を守る会	代表	多 賀 文 雄
委 員	大分県シェアリングネイチャー協会	理事長	原 口 サトミ
委 員	(一社) 大分県地域婦人団体連合会	副会長	牧 久 美
委 員	(公財) 大分県老人クラブ連合会	会長	牧 達 夫
委 員	うすき生活学校「Musubi」	代表	矢 田 しのぶ
委 員	大分生物談話会	事務局	柳 本 典 枝
委 員	大分県PTA連合会	会長	山 田 弘 樹
委 員	NPO法人さわやか佐伯	理事	山 本 眞壽美

3 環境指標一覧

基本目標Ⅰ 地球温暖化の緩和と気候変動への適応

	指標項目	指標設定の考え方	単位	基準年度	目標値	
				R5	R10	R15
1	温室効果ガス排出量（吸収量考慮）	地球温暖化の現状を把握するため、世界的な指標である温室効果ガスの県内の排出量（吸収量考慮）を指標として設定	千t-CO ₂ 以下	26,211 (R3)	25,109 (R8)	24,007 (R13)
2	大分県地球温暖化防止活動学生推進員による情報発信件数（年間）	地球温暖化対策推進のためには、県民に対して気候変動の影響に関する知識の普及啓発や適応策の周知等が必要であることから、大分県地球温暖化防止活動学生推進員等によるSNS等の情報発信件数を指標として設定	件	—	100	100
3	エコアクション21登録事業者数	企業の環境経営の推進のため、国の認証登録制度であるエコアクション21の登録は大きな意義があるため指標として設定	件	98	123	147
4	おおいたグリーン事業者認証制度登録件数（脱炭素部門）（累計）	環境経営をビジネスチャンスとして取組を行う事業者を把握するため、事業活動に伴い発生するCO ₂ 削減に取り組む事業者の登録件数を指標に設定	件	52	223	331
5	そうせいじゅ 早生樹による再造林面積	森林吸収源対策として、成長の早い早生樹を主体とした着実な再造林を推進するため、指標に設定	ha	59	590	830
6	計画等を策定し地域気候変動適応対策に取り組む市町村数（累計）	気候変動適応策を推進するため、基本となる地域気候変動適応計画を策定している市町村を増やす必要があることから、指標として設定	市町村	5	18	18
7	治水対策により浸水被害が軽減する地区数（累計）	気候変動により頻発・激甚化する水災害に対して周辺住民の安心・安全を確保する治水対策を着実に進めることが必要であるため、指標として設定	地区	—	36	81
8	土砂災害のリスクが軽減される家屋数（累計）	頻発・激甚化する土砂災害から県民の「いのち」と「くらし」を守る砂防施設の整備を着実に進めることが必要であるため、指標として設定	戸	417	825	6,803
9	熱中症一時休憩所等設置箇所数	熱中症対策として、冷房の入った身近な施設を一時休憩所として設置し、県民が外出する際の熱中症予防に活用していただくため、その設置箇所数を指標に設定	箇所	572	595	620
10	温暖化適応品種の導入割合（ぶどう品種：シャインマスカット等）	温暖化の影響により黒色系、赤色系ブドウの着色不良が大きな問題となっており、食味良好で着色不良の心配のない黄緑色系品種の「シャインマスカット」等が温暖化に対応した有望品種として導入が進められているため、シャインマスカット等温暖化適応品種の導入割合（温暖化適応品種の作付面積ha/ぶどう栽培面積ha）を指標として設定	%	23 (R3)	28 (R8)	33 (R13)



基本目標Ⅱ 経済と環境の好循環を生み出すGXの推進

	指標項目	指標設定の考え方	単位	基準年度	目標値	
				R5	R10	R15
11	企業連携等によるGXプロジェクト創出件数（累計）	GX創出の成熟度を把握するため、GX補助金の採択件数やエコエネルギーチャレンジ支援事業をはじめとした県が関与するGXプロジェクト件数等を指標として設定	件	—	20	40
12	県内の水素ステーション数（累計）	水素ステーションの自立化に向けて、需要と供給それぞれの拡大が必要であることから、水素サプライチェーンの構築の成熟度を測るために指標として設定	基	1	3.0	5.0
13	産業廃棄物再生利用等設備導入支援件数（累計）	産業廃棄物税活用事業として、平成18年度から産業廃棄物の発生抑制・減量化・再生利用に資する設備投資を支援しており、引き続き、県内企業の循環経済への転換による競争力強化の取組を後押しし、持続可能なものづくり産業の育成を図るため、指標に設定	件	86	111	136

基本目標Ⅲ 環境への負荷を抑えた循環型社会の構築

	指標項目	指標設定の考え方	単位	基準年度	目標値	
				R5	R10	R15
14	おおいたグリーン事業者認証制度登録件数（脱プラスチック部門）（累計）	事業活動に伴い発生するプラスチック削減に取り組む事業者を継続的に支援し、よりプラスチック削減を推進していくため、事業者の登録件数を指標に設定	件	23	42	54
15	大分県リサイクル認定製品数（累計）	廃棄物の有効活用及びリサイクル産業の育成を推進し、認定製品の利用促進を図るために指標として設定	件	383	408	433
16	一般廃棄物の最終処分量	循環型社会の構築を目指すため、家庭などから排出される一般廃棄物等の排出抑制やリサイクルによる最終処分量の削減が重要であることから、指標として設定	t	25,097 (R4)	22,000 (R9)	19,200 (R14)
17	産業廃棄物の最終処分量	循環型社会の構築を目指すため、県内における産業廃棄物の排出抑制やリサイクル促進等適切な処理の推進による産業廃棄物の最終処分量の削減が重要であることから、指標として設定	t	69,820 (R4)	61,300 (R9)	59,300 (R14)
18	PM2.5の環境基準達成日率	PM2.5の生活環境への汚染状況を把握するとともに、汚染防止対策を評価するため、指標として設定	%	100	100	100
19	光化学オキシダント環境基準達成時間率	大気環境基準項目として代表的な環境指標であり、オキシダントの発生原因とされるVOCへの対策など、今後の大気保全対策の評価に必要な項目であるため、指標として設定	%	95	96.5	98.0
20	対策を講じた主要渋滞箇所数(累計)	自動車排ガス対策の推進に資するため、渋滞の緩和を図ることが重要であることから、指標として設定	箇所	29	35	43
21	解体作業等における石綿大気濃度適合率	石綿の環境中への飛散防止のため、解体等の石綿除去作業における工事現場敷地境界等の大気中の石綿の飛散状況を把握することが重要であることから、指標として設定	%	100	100	100
22	道路交通騒音の環境基準達成率	道路交通騒音の環境基準達成状況を評価し、騒音の状況を把握することにより、騒音対策等環境行政に資するため、指標として設定	%	97.5 (R4)	97.8	98.0
23	河川の環境基準達成率	河川における水質の状況を把握するとともに、水質保全に係る施策の実施状況を評価するため、指標として設定	%	93.0 (R4)	100 (R9)	100 (R14)
24	海域の環境基準達成率	海域における水質の状況を把握するとともに、水質保全に係る施策の実施状況を評価するため、指標として設定	%	94.7 (R4)	100 (R9)	100 (R14)
25	海岸清掃参加者数	県民総参加による海岸クリーンアップ活動を推進するため、海岸清掃の参加者状況を把握する必要があることから、指標として設定	人	17,489	18,750	20,000



基本目標Ⅳ 豊かな自然の保全と活用

	指標項目	指標設定の考え方	単位	基準年度	目標値	
				R5	R10	R15
26	自然公園指導員の委嘱数	自然公園の保護・保全を促進するため、自然公園内で動植物の保護活動や普及啓発活動等を行う自然公園指導員の委嘱数を把握することから、指標として設定	人	65	69	71
27	NPOとの協働による生物多様性保全活動の実施件数	自然を守り、育てるためには、専門性が高く、熱意や機動力があり、県民参加型の活動を多く取り入れているNPOと県が連携した保全活動を実施することから、その実施件数を指標として設定	件	111	111	111
28	おおいたの重要な自然共生地域の選定数（累計）	生物多様性の理解促進や保全活動へつなげるため、身近な自然で生物多様性が保たれている又は希少な野生動植物が生息・生育している地域のうち、法的規制などが無い又は弱い地域を中心に選定・整理された生物情報などを県民に周知することから、指標として設定	件	28	33	38
29	鳥獣保護区特別保護地区の面積	野生鳥獣を保護し、その生息・生育環境を保全するため、保護・管理体制の充実の指標として、特別保護地区の面積を設定	ha	658	658	658
30	日本型直接支払協定面積	中山間地域を含めた農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた地域の共同活動や農地・農業用施設の管理等の取組状況を把握するため、指標として設定	ha	41,121	41,710	42,220
31	漁場再生面積（累計）	豊かで生産力のある沿岸環境の維持・向上を図るため、海底耕うん・堆積物除去や藻場保全等の面積を指標として設定	ha	64,900	80,300	84,200
32	モニタリングを行う源泉数	各温泉地の衰退傾向を把握し、資源保護対策を推進するため、主要温泉地やその周辺地域における温泉の温度、湧出量等のモニタリング調査を継続して実施することから、指標として設定	個	34	35	35
33	ジオガイド認定者数（累計）	地域の自然環境や文化など多様な地域資源を活用し、地域の活性化を推進するため、地域の自然や文化等を紹介するジオパークを支える人材を育成することから、ジオガイドの認定者数を指標として設定	人	150	200	200
34	阿蘇くじゅう国立公園の公園利用者数（大分県分）	多様な地域資源を活用したエコツーリズムを推進するため、豊かな自然の活用状況を測る指標として設定	千人	3,242 (R4)	6,120 (R9)	6,420 (R14)
35	農山漁村ツーリズム宿泊延べ人数	農山漁村ツーリズムの体験を通して、環境への関心や自然とのふれあいの機会増加を促進するため、指標として設定	人泊	5,000	5,520	5,740

基本目標Ⅴ 環境を守り活かす担い手づくりの推進

	指標項目	指標設定の考え方	単位	基準年度	目標値	
				R5	R10	R15
36	環境教育参加者数	あらゆる場・世代における環境教育を推進するため、グリーンアップおおいたアドバイザーによる環境講座や幼児向け環境劇等の環境教育参加者数を指標として設定	人	12,955	13,000	13,000
37	環境保全団体登録数（累計）	環境を守り活かす担い手づくりの増加につなげるため、環境保全団体登録数を把握することから、指標として設定	団体	—	120	145



4 用語解説

あ行

愛知目標 (p4)

2010年（平成22年）に愛知県で開催された第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）において採択された、2020年までを目標とする20項目からなる生物多様性保全を図るための個別目標のこと。

アドベンチャーツーリズム (p86)

「アクティビティ」、「自然」、「異文化体験」の3つの要素のうち2つ以上で構成される旅行形態のこと。

AIカメラ (p49)

人工知能（AI）を搭載したカメラで、映像の記録と同時に解析によりリアルタイムで不法投棄を覚知することが可能。

エコアクション21 (p17)

事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めたもの。認証取得により企業価値が向上し、取引先の拡大等につながる。

エコエネルギー (p20)

温室効果ガスの排出の少ない、環境に優しいエネルギーのことで、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」で定める太陽光発電や風力発電のほか、大分県の自然的特色を考慮して、地熱、水力、海洋エネルギーを含めたエネルギーの総称。

エコツーリズム (p9)

自然体系や動植物の生態、又は地域独自の文化の観察ないしは体験を目的とした旅行形態のこと。国際自然保護連盟（IUCN）では、自然保護地域を維持発展させるための資金を生み出し、地域社会の雇用の機会を創出し、旅行者に環境教育の場を提供することで自然保護区域づくりに貢献する自然志向型の観光形態と定義している。

エコドライブ (p17)

環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用。優しい発進を心がけたり無駄なアイドリングを止めることで燃費の節約に努め、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を減らす運転のこと。

エコふぁみ (p16)

九州エコファミリー応援アプリの通称。九州7県で共同運営している環境アプリ。毎日エコチェックやエコ記録等の取組を行うことでポイントがたまり、景品があたる。個人が環境活動に取り組むきっかけづくりを目的としている。

エシカル（倫理的）消費 (p5)

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

SDGs (p1)

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成される国際目標であり、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指す。

NPO (p36)

営利を目的としない団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法に基づき、県知事などから設立の認証を受けたものを特定非営利活動法人（NPO法人）という。

沿道景観保全地区、沿道環境美化地区 (p69)

大分県沿道の景観保全等に関する条例に基づき、高速道路等から眺望することができる区域のうち景観の保全が特に必要な区域を「沿道景観保全地区」に、環境の美化が特に必要な道路の沿道を「沿道環境美化地区」に指定している。

おおいたうつくし作戦 (p6)

大分県の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、身近な環境保全活動から地域活性化につながる活動まで、幅広く展開する県民運動。うつくしの「う」は海（海、河川などの豊かな水、貴重な干潟など）、「つ」は土（肥沃な土壌、大地、温泉、ジオサイトなど）、「く」は空気（澄んだ大気、さわやかな風）、「し」は森林（豊かな自然の象徴）を表す。

**大分県環境基本条例 (p6)**

環境保全に関する基本理念や県、市町村、事業者、県民の責務、基本理念実現のために県が講ずる基本的施策などを規定し、県の環境保全に対する姿勢を県民に宣言する意味合いをもつ条例で、平成11年9月に制定。

大分県グリーン購入推進方針 (p17)

県の事務、事業における環境負荷の少ない製品やサービスの優先的な調達を総合的かつ計画的に推進する県の調達方針。県内における環境物品等の市場形成、開発促進を図るとともに、県民、事業者等の環境物品等の購入への転換を促すことを目的とする。

おおいたグリーン事業者認証制度 (p17)

二酸化炭素削減やプラスチック削減に取り組む事業者を県が認証し、認証事業者の取組を支援する制度のこと。

大分県建設リサイクルガイドライン (p48)

公共事業を対象として、計画・設計段階から積算、施工、完成の各段階における建設副産物のリサイクルにかかる具体的な実施事項をとりまとめたもの。

大分県森林環境税 (p67)

林業生産の低迷や農山村の過疎高齢化等により森林の荒廃が進んでいることから、水源のかん養や地球温暖化防止など大切な機能を持つ森林を住民みんなで支えるシステムの構築を目的に、平成18年に導入した県民に広く負担を求める県民税。税収は、森林資源の循環利用や安心安全の森づくり、県民の森づくり意識の醸成等に充てられる。

大分県長期総合計画 (P1)

県行財政運営の長期的、総合的な指針を示したものであり、県民と行政が目指すべき目標を共有し、その実現に向けてともに努力する内容を明らかにしたもの。大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」が令和6年度末で終期を迎えるため、新たな大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいおおいたの共創～」が策定された。

大分県リサイクル認定製品 (p19)

廃棄物の減量及び資源の有効利用に資するものを大分県リサイクル認定製品として認定し、認定製品の利用促進を図るもの。

おおいたの重要な自然共生地域 (p66)

身近な自然で生物多様性が保たれている又は希少野

生動植物が生息・生育している地域のうち、自然公園法等による法的規制がない又は弱い地域を中心に大分県が選定する地域。

おおいたプラごみゼロ宣言 (p39)

県民・事業者・行政が連携、協力し、本県のかげがえのない自然環境を次の世代に確実に継承するため、新たに発生するプラスチックごみゼロを掲げ、排出抑制、資源循環、適正処理と清掃活動に県民総参加で取り組んでいくことを宣言（令和5年8月）。

おおいた優良産廃処理業者評価制度 (p49)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく法認定制度で規定する優良基準を基本とした県独自の基準により認定するもの。より処理業者が取り組みやすい項目を基準に盛り込んでおり、法に基づく優良産廃処理業者認定へのステップアップを図ることを目的とする。

汚染者負担原則 (p101)

公害防止のために必要な対策を取ったり、汚染された環境を元に戻すための費用は、汚染物質を出している者が負担すべきという考え方。

温室効果ガス (p2)

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のことをいう。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7物質が温室効果ガスとして定義されている。

か行

カーボンニュートラル (p10)

「パリ協定」の目標達成に向け、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成し、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすること。

カーボンリサイクル (p9)

二酸化炭素を資源として捉え、分離・回収して様々な製品や燃料に再利用すること。

海底耕うん・堆積物除去 (p80)

漁場の底質環境の改善、水産資源の回復・増大など



を目的として、海底を耕すとともに流木等の海底堆積物を除去する作業のこと。大分県では主に、干潟等の浅海域は人力で、沿岸域は貝かい桁けた網という漁法で行う。

化学的酸素要求量（COD） (p57)

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。

環境カウンセラー (p91)

市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者などの環境保全活動に対する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された方々のことである。「事業者部門」と「市民部門」に区分されている。

環境基準 (p51)

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（行政上の目標基準）として、環境基本法第16条に定義されている。

環境教育アドバイザー (p91)

大分県が、地域や学校等で開催される環境に関する講演会や研修会等に講師を無償で派遣する制度で、平成16年度から運用している。第4次大分県環境基本計画から新しく「グリーンアップおおいたアドバイザー」として運用する。

環境白書 (p104)

大分県環境基本条例第10条の規定に基づき、大分県における環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等に関する年次報告書で、県では昭和45年度以降毎年度発行している。

環境保全ネットワーク (p96)

環境保全に係る情報共有などを目的とした、団体や行政機関などのつながりのこと。

環境マネジメントシステム (p95)

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。認証制度として「ISO14001」と「エコアクション21」がある。

間伐 (p21)

隣り合った樹木の葉が互いに接し、立木間の競争が生じはじめた森林において、林木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るため、樹木の密度調節を目的とした伐採のこと。

気候変動適応センター (p26)

気候変動適応法に基づき県庁内に設置（令和3年4月）されたセンター。

気候変動適応ビジネス (p27)

防災インフラの構築や非常用電源の開発、高温に強い作物の開発など、気候変動に適応した取組をビジネスチャンスと捉えるもの。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC） (p2)

各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画及び世界気象機関の共催により1988年11月に設けられた国連の組織のひとつ。

GAP (p72)

農業における、食品安全や環境保全、農作業安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

九州オルレ (p89)

韓国・済州島の言葉で家に帰る細い道を意味するが、現在では、社団法人済州オルレが提案したウォーキングコースを指し、韓国のトレッキング愛好者の間で人気を博している。

吸収源 (p9)

二酸化炭素等の温室効果ガスを吸収する森林や海洋等のこと。

「協育」ネットワーク (p92)

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を持ち、連携・協力して子どもに関わる教育の協働（協育）を推進するためのネットワークのこと。

京都議定書 (p21)

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進締約国に対し、2008～12年における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けている。

クーリングシェルター (p26)

冷房設備を有する等の要件を満たす施設を指定暑熱



避難施設（クーリングシェルター）として市町村が指定した誰でも休息できる施設のこと。熱中症特別警戒情報が発表されたときは、その期間中、施設は住民その他の者に開放される。

グリーンアップおおいた (p6)

本県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を加え、経済の発展も促す取組を進める「環境先進県おおいた」を目指す県民運動。

グリーンアップおおいたアドバイザー (p41)

グリーンアップおおいたの一環として、県が地域や学校等で開催される環境に関する講演会や研修会等に派遣する講師。

グリーンアップおおいた実践隊 (p95)

県内各地で環境保全活動を通してグリーンアップおおいたを実践する団体。

クローズドシステム (p55)

事業場などで、有害物質や汚濁物質等を排出しないシステム。工程等から生じる排ガスや污水等を、事業場内で処理すること等により、ガスや水を事業場外（一般環境中）に排出せずに、循環・再利用するシステム。

景観行政団体 (p69)

景観計画の策定・変更、景観協議会を組織するなど、地域の良好な景観形成に関する事項を定めることができる景観行政を担う主体のこと。市町村が、知事との協議により景観行政団体となる。

建設副産物 (p48)

建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、建設発生土、鉄などの有価物及び建設廃棄物がある。建設廃棄物でもコンクリート塊などのように再生資源となるものがある。

光化学オキシダント (p51)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成する二次汚染物質で、オゾン（O₃）、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）等の酸化性物質の総称である。

さ行

30by30目標 (p4)

2030年までに陸と海の30%以上を保護地域とOECM

（2010年の愛知目標で概念化されたもので、2018年のCOP14で「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」と定義された。）により保全しようとする目標。

再生可能エネルギー (p9)

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負担が少ない。新エネルギー（中小水力・地熱・温泉熱・太陽光・風力・バイオマスなど）、大規模水力、波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。

再造林 (p9)

人工林の伐採跡地に人工造林を行うこと。県内ではスギ・ヒノキ人工林の伐採後、林業適地には再びスギ・ヒノキの苗木を植栽することが多い。

里山 (p75)

薪や落葉、きのこや山菜の採取など、住民の生活と密接に関わってきた集落の近くに広がる身近な山林などをいう。

産業廃棄物税 (p37)

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制や再生利用を推進するため、平成17年4月に導入された目的税。焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入について課税される。

GX（グリーントランスフォーメーション） (p2)

グリーントランスフォーメーション（Green Transformation）の略。温室効果ガスの排出削減と経済成長をともに実現すべく、化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やそれに向けた活動のこと。

J-クレジット制度 (p10)

省エネ設備の導入や再エネ利用による二酸化炭素等の排出削減量、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。企業が二酸化炭素削減目標を達成するために、自社の努力だけでは削減量が不足する場合等にクレジットを購入する。森林事業者は、クレジットによる資金を活用して森林管理を強化するなど、持続可能な林業経営が



可能となる。

ジオツーリズム (p88)

地域の地史や地質現象の理解に資する地球科学的に貴重な地質遺産等を訪ね、大地の成り立ちやその上で育まれた生態系、地域の歴史・文化との関わり等について学ぶことを目的とした旅行形態のこと。

ジオパーク (p12)

地球科学的、歴史・文化的に貴重な地質遺産等を保全し、調査研究を行うとともに、教育学習活動やツーリズム等に有効活用する取り組みを行う地域のこと。大地（Geo）と公園（Park）を組み合わせた造語。2023年5月現在46地域が日本ジオパークに認定されている。

自然海浜保全地区 (p65)

水際線付近において砂浜等に類する自然の状態が維持されているものや、海水浴、潮干狩りなど公衆に利用され、将来にわたりその利用が行われることが適当であると認められるもの。

自然環境保全地域 (p65)

自然環境が原生の状態を維持している地域、あるいは自然的、社会的諸条件から見て保全することが特に必要な地域で、自然環境保全法や都道府県条例に基づいて指定するもの。原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域がある。県内には、6カ所の県立自然環境保全地域がある。

自然公園 (p65)

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場としてその利用の増進を図ることを目的に、自然公園法や都道府県条例に基づいて指定された公園。国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園がある。県内には、国立公園2カ所、国定公園3カ所、県立自然公園5カ所がある。

自然植生 (p68)

ある地域に生育する植物集団の総称。一切の人為的介入を停止した場合、その土地の条件下で最も発達すると考えられる植生をいう。

自然共生サイト (p67)

環境省によって認定される、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域。令和5年度より正式認定が開始された。保護地域の内外にかかわらず、4つの認定基準（1．境界・名称に関する基準、2．ガバナンス・管理に関する基準、3．生物多様性の価

値に関する基準、4．管理による保全効果に関する基準）を満たした区域が認定される。自然共生サイトのうち、保護地域外の区域はOECM該当する。

持続可能な開発のための教育（ESD） (p87)

Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教）の略。持続可能な社会の実現を目指し、一人ひとりが、世界の人々や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力を育む教育のこと。

主伐 (p22)

一定の林齢に達した立木を用材等として販売するために伐採すること。一度に全面積を伐採する「皆伐」と、何度かに分けて抜き伐りする「択伐」がある。

循環型社会 (p3)

廃棄物の3R（発生抑制・再使用・再利用）を推進し、また適正に処理することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

親水機能 (p72)

水浴び、水遊び、釣り、湖畔の散歩など日常生活や観光、レクリエーション等を通して、海や湖沼、河川等と身近に親しめること。

水素保安 (p29)

水素を安全に利用するために行う定期点検や保安業務。

スカイパトロール (p49)

産業廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため、ヘリコプターを使い、産業廃棄物の埋立処分場や不法投棄箇所、山林・原野などを上空から調査・監視すること。

スマート家電 (p16)

インターネットを介してスマートフォンやパソコンで遠隔操作ができる家電。消し忘れた際の遠隔操作や帰宅にあわせた照明の点灯など節電につながる。IoT家電とも言う。

スマートコミュニティ (p20)

環境に優しい再生可能エネルギーを最大限活用し、蓄電やIT制御技術により、電力や熱など最適なエネルギーの需給バランスを図る仕組みを兼ね備えた街や地域の総称。

**スマート農業 (p19)**

ロボットやAI（人工知能）、IoT（モノがインターネットで遠隔操作できること）などの先端技術や農業データを活用し、農業の生産性向上を図ること。

3R (p3)

リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）のこと。

生産林 (p22)

大分県が定める木材などの生産機能を重視する森林。目的樹種の高い成長が期待でき、大半が緩中傾斜地で、団地的なまとまりがあり、路網が整備済又は整備可能な林地。

生態系 (p4)

ある地域に生息・生育する生産者（植物）、消費者（動物）、分解者（微生物）からなる生物群集とそれを取り巻く大気、水、土、光などの無機的環境を合わせた一つの機能系。地域全体を一つの生態系と見なすこともある。

生態系ネットワーク (p70)

対象となる地域において優れた自然条件を有する場所を、生物多様性の拠点（コアエリア）として位置付けつつ、野生生物の移動・分散を可能とするため、コアエリア間を生態的回廊（コリドー）で相互に連結させる考え方。

生物化学的酸素要求量（BOD） (p57)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。

生物多様性 (p4)

地球上の生物の多様さとともに、その生息・生育環境の多様さを表す概念であり、生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）の三つの多様性を指す。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様性を確保することが不可欠である。

世界農業遺産 (p12)

国際連合食糧農業機関（FAO）が2002年に開始したプロジェクトで、次世代に受け継がれるべき伝統的な農業・農法とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システム（林業及び水産業を含む）を認定し、その保全と持続的な活用を図るもの。

ZEH（ネットゼロエネルギーハウス） (p16)

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）の略、通称「ゼッチ」。太陽光発電による電力創出、省エネ設備の導入、外皮の高断熱利用などにより、生活で消費するエネルギーよりも生み出すエネルギーが上回る一般住宅。

ZEB（ネットゼロエネルギービル） (p17)

ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング（Net Zero Energy Building）の略、通称「ゼブ」。ZEHのビル版。

早生樹 (p9)

一般的には、スギやヒノキに比べて成長が早いコウヨウゼンなどの樹種を指す。なお、大分県では成長が早いスギのエリートツリー等も含めて早生樹と称している。

た行**多自然川づくり (p60)**

洪水など治水上の安全性を確保しつつ、瀬や淵、河畔林等の現存する良好な環境資源をできるだけ残すなど、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するとともに、河川景観や地域の暮らし、歴史・文化との調和に配慮した川づくりのこと。

脱炭素社会 (p5)

今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成する社会のこと。

脱炭素先行地域 (p20)

2030年度までに、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出量の実質ゼロ等を目指す地域。

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度 (p79)

それぞれ、環境保全型農業直接支払制度とともに日本型直接支払制度を構成する3つの制度の1つ。このうち中山間地域等直接支払制度は、農業生産活動を維持するため、平地と生産条件の不利な中山間地域等の農用地の生産コスト差を軽減するもの。多面的機能支払制度は、農地、水路、農道等の保全管理を図る共同活動を支援するもの。なお、日本型直接支払制度は、平成27年度から法制度化され、安定的に運営される制度となった。

**地域資源 (p12)**

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。

地球温暖化対策地域協議会 (p91)

地球温暖化対策の推進に関する法律第40条第1項の規定に基づき、行政、事業者、住民等が構成員となり、連携して、温室効果ガスの排出抑制等に関し必要となるべき措置について協議し、具体的に対策を実践することを目的として組織するもの。

地球温暖化防止活動推進員 (p17)

地球温暖化対策の推進に関する法律第37条に基づき都道府県知事が委嘱する、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化防止に関する知識の普及や温暖化防止の取組を推進する運動員。

鳥獣保護区 (p70)

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、狩猟行為が禁止されている地域である。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区内では、野生動植物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

低炭素水素 (p31)

再生可能エネルギー等から製造された水素で、製造過程で排出される二酸化炭素が少ないもの。

デコ活 (p17)

令和4年から開始した国民運動。脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿を紹介するとともに、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しするもの。

な行

日本型直接支払協定面積 (p81)

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援する制度。

ネイチャーポジティブ（自然再興） (p4)

自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させること。生物多様性国家戦略2023-2030では、2030年ミッションとして「2030年までに『ネイチャーポジティブ：自然再興』を実現する。」ことを掲げている。

熱中症一時休憩所 (p26)

冷房設備と休憩できるスペースを有し、水分補給ができる等、県からの協力要請に応じて休憩所として登録している施設。開放期間は、6月から10月頃のうち、休憩所設置協力施設が対応可能な期間。

熱中症特別警戒アラート (p27)

都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に発表されるもの。広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある。

農山漁村ツーリズム (p89)

都市の人たちが農山漁村を訪れ、農林作業等の体験をとおして、自然や文化との交流を楽しむ滞在型の旅行形態。

は行

パワー半導体 (p19)

電圧や電流、周波数を制御する半導体で、従来の抵抗器が使われる変換方式よりも、熱エネルギーによるエネルギーロスが少なく、省エネに貢献することができる。

PRTR制度 (p62)

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する制度。

PM2.5（微小粒子状物質） (p51)

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は1mmの千分の1）以下の小さな粒子で、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

ビオトープ (p70)

生物を意味するBioと場所を意味するTopを合成したドイツ語。多様な生物の生息・生育する最小の地理学的単位であり、生物群集の生活空間の一つのユニッ



ト（単位）とする概念と整理することができる。生物学では、「特定の生物群集が生存できるような特定の条件を備えた均質な地域」と定義されている。

干潟 (p68)

内湾に流入する河川の河口やその沿岸において干潮時に露出する砂泥域で、河川流や沿岸流によって砂や泥が堆積して形成される。

フットパス (p89)

イギリスを発祥とする“森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径（こみち）【Path】”を意味する。

プラント保安 (p29)

コンビナート等における監視・制御、設備点検など。近年、AIやドローンなどを活用した作業の自動化・効率化が進んでいる。

ブルーカーボン (p22)

藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素のこと。

文化財保存活用大綱 (p80)

都道府県における文化財の総合的な保存と活用に関する基本的な方針を定めた計画

市町村が作成する文化財保存活用地域計画の基礎となる。

文化財保存活用地域計画 (p80)

市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン及びアクション・プラン。まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくための枠組み。

ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) (p57)

PFOA（ピーフォア）と呼ばれる有機フッ素化合物。主にフッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等に使用されてきた。難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、環境中に蓄積され、人の健康や動植物の生息・生存にさらに影響を及ぼす可能性が指摘されている。

ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) (p57)

PFOS（ピーフォス）と呼ばれる有機フッ素化合物。主に半導体用反射防止剤・金属メッキ処理剤、泡消薬剤等に使用されてきた。難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、環境中に蓄積され、人

の健康や動植物の生息・生存にさらに影響を及ぼす可能性が指摘されている。

保安林 (p22)

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。指定されると、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

ま行

MaaS (p18)

複数の交通手段を利用する際の移動ルートを最適化し、検索・予約・決済等を一括で行えるサービス。

マイクロプラスチック (p39)

微細なプラスチック類（5 mm以下）のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

みどりの食料システム戦略 (p75)

持続可能な食料システムの構築に向け、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組と環境負荷低減のイノベーションを推進する取組。

モーダルシフト (p18)

トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。

モニタリング調査 (p83)

主要成分などの変化を見逃さないように、同一の地点において、毎回同じ手法により、長期にわたり継続して観測・監視する調査のこと。

藻場 (p22)

海藻又は海草が密生し、それらが有る程度の広がりをもっている海域。チッソやリンを吸収する環境浄化機能を有しており、また、水生動物の産卵場、生育場、餌場となるなど、海の中で重要な役割を果たしている。

有機農業 (p10)

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本に、農業生産に由来する環境への負荷を極力低減した方法を用いて行われる農業。

**優良産業廃処理業者認定制度 (p49)**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者を、都道府県知事、政令市長が認定するもの。排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、処理の適正化を図ることを目的とする。

ユネスコエコパーク (p12)

ユネスコ（国連教育科学文化機関）が、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的に、自然と人間社会の共生の世界的なモデルとなる地域を登録する制度。正式名称は「Biosphere Reserve（生物圏保存地域）」といい、「ユネスコエコパーク」は制度に親しみをもってもらうためにつけられた日本国内のみでの呼称。2023年6月現在、134か国748地域、うち国内では10地域が登録されている。

要監視項目 (p57)

「人の健康の保護に係る項目」と「水生生物の保全に係る項目」があり、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして環境省が設定している。

ら行

リスクコミュニケーション (p62)

リスクに関する正確な情報を行政、専門家、企業、市民などの関係者間で共有し、相互に意思疎通を図ること。関係者の間で信頼関係を構築することで、リスクの回避や除去あるいは低減につながる。

ロングトレイル (p89)

登山道や遊歩道などをつなぎ合わせた長距離の自然歩道のこと。歩きながら地域の自然や文化を楽しむことができる。トレイル（Trail）には「踏みならされてできた道」や「小道」の意味がある。